



2022年4月26日

各 位

会 社 名 日 建 工 学 株 式 会 社
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 皆 川 曜 児
(コード番号 9767 東証スタンダード)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 大 門 忠 志
(T E L 03 - 3344 - 6811)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年4月25日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の当社第59回定時株主総会の議案として、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 変更案第16条(電子提供措置等)の新設に伴い、現行定款第16条(決議の方法)以降、すべて条数を繰り下げたものといたします。
- (4) 上記の変更の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月29日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年6月29日(予定)

以上

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="408 318 528 347"><新 設></p> <p data-bbox="159 689 596 719">第 16 条 ~ 第 42 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="408 911 528 940"><新 設></p>	<p data-bbox="836 318 1155 347"><u>第 16 条 (電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="887 356 1417 459">当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="847 468 1417 607">2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="836 689 1299 719">第 17 条 ~ 第 43 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="836 875 911 904">附 則</p> <p data-bbox="836 913 1433 1050">第 1 条 <u>変更案第16条 (電子提供措置等) の新設及びそれに伴う条数の繰り下げは、2023年3月1日 以降に開催される株主総会から適用されるものとする。</u></p> <p data-bbox="895 1059 1445 1088">2 <u>本附則は、2023年2月28日をもって削除する。</u></p>